記載要領 10

診療所開設届出事項中一部変更届出書（医師開設）の記載要領

事案	厚生労働省令で定める開設届出事項を変更した場合		
根拠法令	医療法施行令第４条第３項		
提出期限	変更後 10 日以内	様式	10
提出窓口	管轄保健所		
添付書類	１　敷地面積の変更の場合は、新旧敷地平面図 ２　建物の構造概要の変更の場合は、新旧建物配置図及び新旧建物平面図 ３　歯科技工室の変更の場合は、新旧建物平面図 ４　病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数の変更の場合は、新旧建物平面図 ５　新たに従事する医師・歯科医師の免許証の写（原本持参） ６　新たに従事する医師・歯科医師の臨床研修修了登録証の写、又は臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（原本持参） ７　新たに従事する医師・歯科医師の履歴書 ８　婚姻等により氏名を変更した場合は、その医師・歯科医師の免許証等の写 ９　薬剤師が勤務する場合は、薬剤師の免許証の写し（原本持参） 10　麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写（原本持参） 11　開設者が他の病院又は診療所に勤務する場合は、勤務先管理者（院長）の同意書		
提出部数	１部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「開設者」	１　開設者である医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ２　開設者である医師・歯科医師個人の氏名を記載する。 ３　電話番号は、開設者の自宅の電話番号を記載する。
１．診療所の名称 （変更後のものを記入）	１　診療所開設届出書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。
２．開設の場所 （変更後のものを記入）	１　診療所開設届出書の開設場所（変更があった場合は届け出た開設場所）、電話番号を記載する。
３．変更事項	１　該当する変更事項欄の□に ✓ を記載する。
４．変更理由 （⑫を除く）	１　変更理由を詳細に記載する。
５．変更年月日 （⑫を除く）	１　変更した日を記載する。

記載要領 10

診療所開設届出事項中一部変更届出書（医師開設）の記載要領

様式の記入要領	
①開設者・管理者の住所・氏名	1　住所は、開設者である医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 2　氏名は、開設者である医師・歯科医師個人の氏名を記載する。 3　電話番号は、開設者の自宅の電話番号を記載する。 ※開設者の変更については、廃止・開設手続きが必要。 ※管理者の変更（管理者設置許可が必要）の場合は、項目名の「管理者」を〇で囲い、住所・氏名・電話番号は、管理者の情報を記載する。
②診療所の名称	1　医療法に違反する名称でないこと。 ‣原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 ‣原則として、地名を使用しないこと。 ‣医療広告ガイドラインに抵触する言葉等は認められない。
③開設の場所	1　住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2　住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 3　ビル内での開設の場合は、なるべくビルの名称と階数を記載する。 「〇×ビル〇階」 ※移転（同一敷地内の移転を除く）、承継による住所の変更は、廃止・開設手続きが必要。
④診療科目	1　医療法第６条の６、同法施行令第３条の２に規定されている診療科名を記載する。 （参考）「広告可能な診療科名の改正について」 （H20．3．31 医政発第 0331042 号厚生労働省医政局長通知） 2　麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写を添付する。
⑤開設者が他に開設、管理又は勤務する病院、診療所	開設者が他に開設、管理又は勤務することは、原則、認められないので、保健所との事前協議が必要。 1　当該診療所以外に、他に病院、診療所を開設している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 （通常、開設者と管理者は同じであることから、この場合、別途２か所管理の許可が必要となる。） 2　当該診療所以外に、他に病院、診療所を管理している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 （通常、開設者と管理者は同じであることから、この場合、別途２か所管理の許可が必要となる。） 3　当該診療所以外に、他に病院、診療所に勤務している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 （管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。）

診療所開設届出事項中一部変更届出書（医師開設）の記載要領

様式の記入要領	
⑥同時に２以上の病院又は診療所を開設する場合その旨	1　開設者が同時に２以上の病院又は診療所を開設することは、原則、認められないので、保健所との事前協議が必要。
⑦従業者の定員	1　定員とは、開設者が定めた必要人員数（従事者数）のことである。 2　診療所においては、従事者数の法定基準（療養病床にかかるものを除く）は定められてないが、医療を提供するに必要な適切な人員を確保するものとする。
⑧敷地面積及び平面図	1　診療所にかかる敷地面積を記載する。（小数点第２位まで） 2　敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。
⑨建物の構造概要及び平面図	1　該当する変更事項欄の□に ✓ を記載する。
⑨－① 新・増築 （病室含む）	1　建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。 （小数点第２位まで） 2　診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。 （小数点第２位まで） 3　構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。 4　室名は、新・増築部分に設置する施設の室名を記載する。 5　床面積は、新・増築部分に設置する施設の床面積（壁芯）を記載する。
⑨－② 建物の除却	1　建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。 （小数点第２位まで） 2　診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。 （小数点第２位まで） 3　変更面積は、新旧の差し引きした面積を記載する。 4　構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。
⑨－③ 各室の用途変更、改造 （病室含む）	1　各室に新旧の室名を記載する。 2　改造により施設の区画が分割・統合する場合は、区画ごとに床面積の小計を記載する。
⑩歯科技工室の構造設備の概要	1　歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、その概要を記載し、また、有無を〇で囲む。
⑪病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数	1　変更前、変更後の一般病床及び療養病床を記載する。 〔室名〕 2　それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。 〔病床数〕 3　病室ごとに、病床数を記載する。 4　療養病床は、１室あたり４床以下とする。 ※　医療法施行規則附則第４条に経過措置あり。（平成 13 年１月 31 日厚労令第８号）

診療所開設届出事項中一部変更届出書（医師開設）の記載要領

	〔床面積〕 5　病室ごとに、建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。 〔有効内法床面積〕 6　内法による測定で、患者１人を入院させるものにあっては、6.3 ㎡以上、患者２人以上を入院させるものにあっては患者１人につき、4.3 ㎡以上とする。 （療養病床にあっては、患者１人につき 6.4 ㎡以上とする。） ※　療養病床については、医療法施行規則附則第７条に経過措置あり。（平成 13 年１月 31 日厚労令第８号） 7　算定にあたっては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。 〔１人あたりの有効床面積〕 8　患者１人あたりの有効床面積（内法）を記載する。 〔採光面積〕 9　建築基準法によって、病室の床面積の７分の１以上が必要。 〔外気開放面積〕 10　建築基準法によって、病室の床面積の 20 分の１以上が必要。 ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。 〔差引き病床数〕 11　部屋ごとに病床の差引き数を記載する。
⑫診療所に従事する医師・歯科医師の氏名、担当診療科目、診療日、診療時間	1　管理者を含む、当該診療所に従事する医師・歯科医師の氏名、及びそれぞれの診療科目、診療日、診療時間を記載する。 2　診療日は、該当する欄に〇を記載する。 3　診療時間は、午前・午後に分け、それぞれ記載する。
⑬診療所の 診療日・診療時間	1　該当する診療日に〇を記載し、当該診療日の診療時間を記載する。また休診日を記載する。
⑭薬剤師が勤務するときは、その氏名	1　薬剤師が勤務する場合は、その氏名を記載する。 2　常勤（常勤換算後）３人以上医師（歯科医師を除く）が勤務する場合は、専属の薬剤師を配置する必要がある。ただし、保健所長の許可を受けた場合はこの限りではない。（医療法第 18 条）
添付書類の記載要領	
敷地平面図	1　敷地部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。
建物平面図	1　診療所部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。 2　各室の用途を記載する。 3　洗面台等の固定物は実線で記載する。非固定物は点線で記載する。カーテンレール・ベッドは１床あたりの面積やプライバシーの確保状況を確認する参考として点線で記載する。 （ただし、カーテンレール・ベッドの配置を変える場合でも、一部変更許可申請は求めない。） 4　診療所部分が２階以上にわたる場合は、各階の平面図を添付する。 5　床面積は、建築基準法による床面積を記載する。

記載要領 10

診療所開設届出事項中一部変更届出書（医師開設）の記載要領

医師・歯科医師の免許証の写、及び臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写	1　免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（再教育研修を受けたもの）を窓口にて原本照合を行うため、届出時には免許証、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参する。 2　氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。
医師・歯科医師の履歴書	1　氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）、賞罰（医業、歯科医業に関するものに限る）を記載する。
その他	1　免許証を取得した本人であるか、再教育の履歴（罰）がないか、管理医師については他の勤務先がないか確認するため 2麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写を保健所で原本照合すること 3　薬剤師を変更する場合は、免許証の写を窓口にて原本照合を行うため、届出時には免許証の原本もあわせて持参する。氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面も必要。 4　管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者の同意書を添付